

野々市小学校施設整備事業 実施方針

平成19年9月

野々市町

目 次

1. 特定事業の選定に関する事項.....	1
1-1 事業内容に関する事項	1
1-2 特定事業の選定に関する事項.....	5
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
2-1 募集及び選定方法	7
2-2 募集及び選定の手順.....	7
2-3 参加希望者の備えるべき参加資格要件	10
2-4 入札に係る提出資料.....	13
2-5 審査及び選定に関する事項	14
3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	16
3-1 予想される責任及びリスクの分類と官民での負担	16
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
4-1 立地条件.....	17
4-2 施設要件.....	17
5. 事業計画等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項....	19
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	19
6-1 事業者の債務不履行に起因する場合	19
6-2 町の債務不履行に起因する場合	19
6-3 不可抗力事由に起因する場合.....	19
6-4 金融機関との協議	19
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	20
7-1 法制上の措置.....	20
7-2 税制上の措置.....	20
7-3 財政上及び金融上の支援.....	20
8. その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	21
8-1 議会の議決	21
8-2 本事業において使用する言語.....	21
8-3 入札に係る費用	21
8-4 問合せ先.....	21
8-5 PFI 事業アドバイザー	21

資料 1： 野々市小学校施設整備事業リスク分担表

資料 2： 事業予定位置図

(様式 1) 実施方針に係る質問及び意見書

1. 特定事業の選定に関する事項

1-1 事業内容に関する事項

(1) 事業の目的

野々市小学校（以下「本施設」という。）は、昭和36年4月に開校した本町において、最も伝統のある小学校であり、平成23年には開校50周年を迎える。

一方で、本施設の建築、設備諸施設は老朽化が進み、十分な教育効果をあげることができるとはいえない状態であり、耐震性についても十分な強度を有していない等安全面に課題がある。

学校施設は、児童が一日の大半を過ごす場所であり、教育方法及び教育内容の多様化に応じた施設であるとともに、地域活動の拠点として位置付け、生涯学習教育の場として、地域住民が交流できる開かれた施設でなければならない。

また、単に開かれた学校ではなく、児童が危険に晒されることなく安全で安心して生活ができる十分な危機管理対策を有することも必要である。

これらの視点に基づき、野々市小学校施設整備事業（以下「本事業」という。）は、本施設を対象として、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、民間の活力、経営能力及び技術的能力を活用することにより、これまでにない新しいアイデアにより、安全で快適な学校教育の場が創り出され、かつ、本施設の設計、建設及び維持管理業務を事業者任せ、長期間にわたり良好な保全状態で当該施設を維持することによって、長期的な観点での整備コストの縮減と質の確保を図ることを目的とする。

(2) 本事業の基本目標

野々市町（以下「本町」という。）は、古くから交通の要所として栄えた地域であり、伝統を重んじた、教育文化の香り高い町づくりを目指している。

他方、学校教育においては、経済・社会のグローバル化、情報技術革新、環境問題、少子高齢化等、社会の急速な進展への対応を図るため、知性、感性、道徳心や体力を育み、自ら学び行動する個性と想像力豊かな児童の育成を目標に、学力の向上を図り、国際感覚を身につけた児童の育成に努めているところである。

また、各学校では創意工夫し、地域に根差した特色ある開かれた学校づくりを推進している。正義感や倫理観、思いやりの心等豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図るとともに、障害のある児童が適切な教育を受けられるように努めることを基本方針としている。

本事業は、子ども達が個性や自主性を育むことができ、より効率的で快適な学校教育の場を整備するとともに地域の方々に親しまれ「地域のシンボル」として施設が創り出されることを目標として実施するものである。

なお、本事業の基本目標は、次のとおりとする。

- ① 児童の学習意欲を喚起する環境づくり

- ② 児童にとって安心して過ごせる「生活の場」づくり
- ③ 環境に配慮された、ライフサイクルコストを抑える工夫のある学校づくり
- ④ 地域に開かれた、生涯学習社会における「学び舎」づくり
- ⑤ 児童の安全及び地域防災拠点に配慮した学校づくり

(3) 事業の名称

「野々市小学校施設整備事業」

(4) 公共施設等の管理者等の名称

野々市町長 栗 貴章

(5) 施設概要

本事業の対象施設は、野々市小学校とする。

学級数は 23 学級（内特別支援学級 3）とし、想定される諸室は教室、特別教室、メディアセンター、管理諸室、給食関係諸室、屋外プール、屋内運動場、屋外運動場、外構等及び地域開放施設とし、施設の整備に関し、什器・備品及び工作物等の整備を行う。

なお、隣接する野々市町文化会館フォルテの駐車場敷地の一部を学校敷地に取り入れ、既存プールについては、解体後、隣接の野々市町文化会館フォルテの駐車場として整備する。

(6) 事業方式

本事業は、PFI 法第 10 条第 1 項に基づき、公共施設等の管理者等である本町が事業者と締結する PFI 事業に係る契約書（以下「事業契約書」という。）に従い、事業者が、本施設の設計・建設・工事監理業務を行い、本町に所有権を設定した後、事業契約書により締結された契約（以下「事業契約」という。）に定める事業期間中に維持管理業務を遂行する方式（BT0: Build Transfer Operate）により実施する。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、平成 20 年 8 月から平成 38 年 3 月末までの約 17.5 年間とする。

(8) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、当該施設から速やかに退去する。本町は、経済合理性等を考慮し、事業終了後の当該施設の維持管理業務につき必要に応じ事業者と協議する。

(9) 事業範囲

事業者が行う事業範囲は、以下のとおりとし、運営に関しては本町が実施するものとする。詳細については、入札説明書等に記載する。

1) 共通業務

- ① 本事業に伴う各種申請等の業務
- ② 本事業に伴う電波障害関連業務

2) 設計業務

- ① 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定等）
- ② 本施設及び既存施設解体の設計業務
- ③ その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

3) 建設・工事監理業務

- ① 本施設の建設業務及び既存施設解体・撤去業務
- ② 本施設の工事監理業務
- ③ 什器・備品等設置及び移設並びに備品台帳作成業務
- ④ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む）
- ⑤ 所有権設定に係る業務
- ⑥ その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

4) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備等保守管理業務
- ③ 什器・備品等保守管理業務
- ④ 外構等維持管理業務
- ⑤ 環境衛生・清掃業務
- ⑥ 保安警備業務
- ⑦ 長期修繕計画業務
- ⑧ その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

※ 維持管理業務に係る光熱水費は、本町が実費を負担する。建築物、建築設備等に係る修繕・更新、大規模修繕については、本町が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする（ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

(10) PFI事業者の収入

本町は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の整備完了後、引き渡しを経て建設一時金（施設整備の対価の一部）を支払い、また、供用開始から事業期間終了時までの間、定期的に支払う。サービス購入費は、事業者が実施する施設整備の対価及び維持管理業務の対価からなる。

(11) 事業スケジュール

- ・ 契約の締結時期 平成20年8月
- ・ 事業期間 事業契約締結日～平成38年3月末日
- ・ 設計・建設期間 事業契約締結日～平成23年1月末日
- ・ 供用開始 平成23年4月
- ・ 維持管理期間 施設引渡し日～平成38年3月末日

(12) 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号。以下「基本方針」という。）、地方自治法その他、以下に掲げる関連の各種法令（施行令及び施行規則等も含む）を遵守するとともに、要綱・各種基準（最新版）については適宜参考にすること。なお、記載のない各種関連法令等についても適宜参考にすること。

【法令・条例等】

- ① 建築基準法
- ② 都市計画法
- ③ 消防法
- ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑤ 学校教育法
- ⑥ 学校保健法
- ⑦ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法
- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑨ 大気汚染防止法
- ⑩ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑪ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑫ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ⑬ 騒音規制法、振動規制法
- ⑭ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ⑮ 学校図書館法、警備業法、労働安全衛生法

- ⑯ 各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法
- ⑰ 条例
 - i) 石川県建築基準条例
 - ii) 石川県景観条例
 - iii) ふるさと石川の環境を守り育てる条例
 - iv) 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例
 - v) 石川県文化財保護条例
 - vi) 野々市町立学校設置条例
 - vii) 野々市町環境美化推進条例
 - viii) 野々市町文化財保護条例
 - ix) 野々市町水道給水条例
 - x) 野々市町公共下水道条例
 - xi) 野々市町個人情報保護条例、野々市町情報公開条例
- ⑱ その他関連法令、条例等

【要綱・各種基準等】

- ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ② 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ③ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ④ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ⑤ 建築工事監理指針
- ⑥ 電気設備工事監理指針
- ⑦ 機械設備工事監理指針
- ⑧ 建築工事安全施工技術指針
- ⑨ 建設工事公衆災害防災対策要綱（建設工事編）
- ⑩ 建設副産物適正処理推進要綱
- ⑪ 小学校設置基準及び小学校施設整備指針
- ⑫ 学校給食衛生管理の基準
- ⑬ 学校図書館施設基準
- ⑭ 学校環境衛生の基準
- ⑮ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ⑯ 石川県グリーン購入調達方針
- ⑰ その他の関連要綱及び各種基準

1-2 特定事業の選定に関する事項

（１）選定方法

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ① ライフサイクルコスト算出による定量的評価
- ② サービス水準について可能な限りの定量的評価及び、定量化が困難なものの定性的評価
- ③ 前記①と②を基にした総合的評価

(2) 選定基準

本町は、PFI 法、基本方針及び VFM (Value For Money) に関するガイドライン等を踏まえ、本町自らが実施する場合と比較して、事業者が実施することにより効率的かつ効果的に当該公共サービスが提供されると判断した場合、本事業を特定事業として選定する。

具体的な評価基準は以下のとおりである。

- ・ 本町が自ら実施する場合と本事業が同一水準にある場合において本町の財政負担の縮減が期待できること。
- ・ 本町の財政負担が同一水準にある場合において本事業の水準の向上が期待できること。

本町の財政負担の見込み額を算定するに当たっては、事業者からの税収等を調整する等の適切な調整を行ったうえで、全事業期間にわたる本町の財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して評価する。また、公共サービスの水準の評価に当たっては、できる限り定量的に行うこととし、定量化が困難なものを評価する場合においては客観性を確保したうえで定性的評価を行うこととする。

(3) 選定結果及び選定における客観的評価の公表方法

前項に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、速やかに公表する。なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2-1 募集及び選定方法

本事業は、設計・建設段階及び維持管理段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。そのため事業者の選定に当たっては、事業者が入札説明書等に規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ事業者の提案内容が、本町が要求する施設整備及び維持管理業務に関する要求水準を満足することを前提として、地方自治法施行令 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争入札により事業者を選定する。

2-2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりである。ただし、スケジュールは、状況により前後する場合がある。

スケジュール (予定)	内 容
平成 19 年 9 月 28 日	① 実施方針の公表
平成 19 年 10 月 12 日	② 実施方針に関する質問・意見受付締切
平成 19 年 11 月中旬	③ 実施方針に関する質問・意見・回答の公表
平成 19 年 11 月中旬	④ 特定事業の選定・公表
平成 19 年 11 月中旬	⑤ 事前登録の受付
平成 20 年 4 月下旬	⑥ 入札説明書等の公表
平成 19 年 12 月下旬	⑦ 入札説明書等に関する質問受付締切
平成 20 年 1 月中旬	⑧ 入札説明書等に関する質問・回答の公表
平成 20 年 2 月上旬	⑨ 参加表明書、資格審査申請書類、入札書及び事業提案の受付締切
平成 20 年 5 月中旬	⑩ 審査結果通知、結果の公表
平成 20 年 6 月下旬	⑪ 基本協定締結
平成 20 年 7 月上旬	⑫ 仮契約締結
平成 20 年 8 月中旬	⑬ 事業契約書の議決
平成 20 年 8 月下旬	⑭ 事業契約締結

(2) 事業者の募集手続等

1) 実施方針への質問・意見の受付及び公表

実施方針に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

① 受付期間：平成19年9月28日（金）～10月12日（金）

② 受付方法：様式1の質問及び意見書に記入の上、8-4(P.21)に記載の窓口に原則としてEメールにより提出すること。なお、電話、訪問による口頭での質問、意見の受付は一切行わない。

質問者及び意見者から集まった質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、特定事業の選定時まで野々市町ホームページにおいて公表する。

2) 特定事業の選定および公表

実施方針に関する意見を踏まえ、特定事業の選定を行った場合は、平成19年11月中旬、野々市町ホームページ上で公表する。

3) 事業参加者の事前登録

町外から参加を希望する入札参加者及び町内で参加を希望する入札参加者双方に関する情報提供により入札参加者の組成を促すために、事業参加希望者の事前登録を行う。

事前登録は義務付けたものではないため、本事業への参画を希望する入札参加者が、必ず事前登録を行う必要はない。また、登録した入札参加者が本事業に関して有利となる条件とするものではない。

登録方法は、以下のとおりである。

①登録方法 特定事業の選定以降、野々市町ホームページより事前登録申請書を手入力し必要事項を記入し、提出する。

②提出日時 特定事業の選定以降、平成20年4月下旬まで

③提出方法 8-4(P.21)に記載の窓口に原則としてEメールにより提出すること。

④通知方法 平成19年12月中旬以降、原則Eメールにて登録者にのみ通知するものとする。

4) 入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、平成19年12月下旬に、入札説明書等を公告し、野々市町ホームページ上で公表するとともに、交付するものとする。

5) 入札説明書等に関する質問の受付及び公表

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ①受付期間：入札説明書等公表の日～1月中旬
- ②受付方法：8-4(P. 21)に記載の窓口に原則Eメールにより提出すること。
- ③質問の回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表する。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書において示す。

6) 参加表明書、資格審査申請書類、入札書及び事業提案の受付

事業提案を提出する入札参加者は、参加表明書、資格審査申請書類、入札書及び関係する書類を下記の期間に提出すること。

- ①受付期間及び時間：平成20年5月中旬
午前9時～12時、午後1時～4時
- ②受付場所：8-4(P. 21)に記載の窓口
※なお、提出は持参に限るものとする

7) 審査結果通知、結果の公表、落札者の決定及び公表

①審査結果の公表

落札者の決定を行った場合には、その結果を速やかに公表する。

②落札者を決定しない場合

事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

8) 基本協定の締結

本町は、落札者と事業契約の締結に向けて基本的な事項に係わる基本協定を締結する。

9) 仮契約の締結

落札者は、本事業を遂行するため特別目的会社（以下「SPC」という。）として会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社を仮契約調印までに設立し、本町はそのSPCと仮契約を締結する。

10) 事業契約の締結

仮契約締結後、野々市町議会の議決を経た後に、本町は、SPCと事業契約を締結するものとする。

2-3 参加希望者の備えるべき参加資格要件

(1) 参加希望者の構成等

- ①入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。複数の企業のグループにより構成される場合は、入札参加グループの代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。
- ② 入札参加企業又は代表企業あるいは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、参加表明書において明記すること。また、入札参加グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ③入札参加企業又は代表企業及びすべての構成企業は SPC に出資するものとし、SPC は原則として野々市町内に設置するものとする。また入札参加企業又は代表企業は、全事業期間において出資者中最大の出資割合を持つものとする。
- ④入札参加企業又は代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- ⑤入札参加者は、そのすべての企業の担当業務（設計、建設、工事監理、維持管理、その他）を明らかにすること。
- ⑥入札参加者は、事業者から請け負った業務について、事前に本町の承諾が得られた場合には、第三者に委託し、又は下請人を使用することができるものとする。
- ⑦入札参加者は SPC への出資を行う者の名称を入札時に明らかにすること。
- ⑧入札参加者は、本店、支店又は営業所の所在地が本町町内にある企業を、入札参加企業又は代表企業、構成企業、協力企業のいずれかとして、1 社以上参加させること。
- ⑨入札参加者は、建設業務を行う者の中に、主たる営業所の所在地が石川県内にあり、過去 10 年以内に、官公庁が発注した延べ床面積 1,000 ㎡以上の学校施設又は類似施設の建築一式工事（新築、増築又は改築）を元請（共同企業体にあつては代表者に限る。）で施工した実績（竣工したものに限る。）がある企業を、少なくとも 1 社以上参加させること。

(2) 参加希望者の参加資格要件

1) 企業の参加資格要件

入札参加企業又は、代表企業、構成企業及び協力企業は、野々市町指名競争入札参加者等選定要綱（平成 17 年野々市町告示第 108 号）の規定に基づく、参加資格を登録し、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。かつ、以下の参加資格要件を満たすこと。

なお、入札参加資格者登録がされていない企業が参加を希望する場合には、「参加表明書、資格審査申請書類、入札書及び事業提案の受付締切」までに、野々市町財政

課管財担当（電話：076-227-6032）にて手続きを行い、登録されていること。

- ① 入札参加時及び事業契約締結日までに、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- ② 入札参加時及び事業契約締結日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づき更生手続き開始の申立てをなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続き開始の申立てをなされていない者であること。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画取り消し決定を受けていない場合を除く。
- ③ 入札参加時及び事業契約締結日までに、会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てをなされていない者であること。破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条による破産の申立てをなされていない者であること。
- ④ 入札参加時及び事業契約締結日までに、野々市町指名競争入札参加資格者の指名停止に関する要綱（平成 17 年野々市町告示第 113 号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ⑤ 法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑥ 2-5(1)に規定する野々市小学校施設整備事業事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑦ 本事業において入札参加企業、あるいは代表企業、構成企業及び協力企業のいずれも、他の入札参加企業、代表企業又は構成企業として参加していないこと。ただし、協力企業については、他の入札参加者の協力企業となることは可能である。
- ⑧ 入札参加者は SPC への出資を行うものの名称を入札時に明らかにすること。

2) 各業務実施企業の参加資格要件

入札参加企業、代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理の各業務に主として当たる者（落札者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ①、②、③、④の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、工事監理業務を行うものと同じの者又は相互に資本面又は人事面において関連がある者が建設業務を実施することはできないものとする。

① 設計業務を行う者

- ・野々市町指名競争入札参加者等選定要綱（平成 17 年野々市町告示第 108 号。以下「選定要綱」という。）第 5 条に規定する建設コンサルタント業務等の入札参加資格を有する者であること。
- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務

所登録を行っていること。

- ・入札書類の受付日までの期間に延床面積 5,000 m²以上で、完工した学校施設の実施設計業務の実績を有するもの。

② 建設業務を行う者

- ・選定要綱第 4 条に規定する工事の入札参加資格を有する者であること。
- ・建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事、土木一式、電気及び管工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。ただし、複数の者で施工する場合は、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を受けていけばよいものとする。
- ・入札書類の受付日までの期間に延床面積 5,000 m²以上の学校施設又は類似施設の建築一式工事について、完工した実績を有すること。

当該実績は、元請負人として受注し、かつ、1 の契約によりなされたもので、共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 50%以上であるものに限る。

ただし、複数の者で施工する場合は、建築一式工事を施工する企業のうち、主たる企業が、当該実績を有すること。

③ 工事監理業務を行う者

- ・選定要綱第 5 条に規定する建設コンサルタント業務等の入札参加資格を有する者であること。
- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ・入札書類の受付日までの期間に延床面積 5,000 m²以上で、完工した学校施設又は類似施設の工事監理業務の実績を有するもの。

④ 維持管理業務を行う者

- ・選定要綱第 6 条に規定する業務委託の入札参加資格を有する者であること。
- ・学校施設又は類似施設の維持管理業務を遂行する能力があると客観的に認められる実績を有するもの。

(3) 構成員の制限

1) 事業者選定委員会に関する制限

本事業の事業者選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者は、参加希望者の入札参加企業、代表企業、構成企業及び協力企業にはなれない。なお、実施方針公表日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

2) アドバイザリー業務に関与している者に関する制限

本事業に係るアドバイザリー業務に関与している者は、参加希望者の入札参加企業、代表企業、構成企業及び協力企業にはなれない。なお、本事業の業務に係わっている者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社 建設技術研究所
- ・ シリウス総合法律事務所
- ・ 株式会社 学校文化施設研究所

(4) 参加資格要件確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査申請書類受付の日とする。ただし、参加資格確認後、落札者決定の日までの間に、入札参加企業又は代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、仮契約締結日までの間に入札参加企業又は代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には事業契約を締結しないこととする。なお、仮契約締結後、町議会の承認が得られず契約締結が行えない場合、本町は、その責を負わないものとする。

(5) 代表企業、構成企業及び協力企業の変更

入札参加企業又は代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力上支障がないと本町が判断する場合には、変更可能とする。

2-4 入札に係る提出資料

(1) 提出資料

入札参加者からの提出予定資料は以下のとおり、詳細は入札説明書に記載する。

- ①参加表明書
- ②資格審査申請書類
- ③入札書及び事業提案（事業計画、設計業務提案、建設業務提案、工事監理業務提案、維持管理業務提案、入札参加者独自の提案、提案価格）

(2) 事業提案書類の取扱い

① 著作権

入札書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。

なお、本事業において公表及びその他本町が必要と認める時には、本町は事業提案の全部又は一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本事業の公表以外には使用しないものとする。

② 特許権等

入札書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

2-5 審査及び選定に関する事項

(1) 審査及び選定に関する基本的考え方

事業者の選定に当たり、本町に学識経験者等で構成する事業者選定委員会を設置する。事業者選定委員会は、提案内容審査における落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行う他、事業者選定において次項に示す審査を行う。事業者選定委員会の委員は、以下のとおりである。

事業者選定委員会 委員（野々市小学校施設整備事業）

委員長	早瀬 勇	金沢星陵大学 学長
副委員長	竺 覚暁	金沢工業大学環境・建築学部 教授
委員	川崎 寧史	金沢工業大学環境・建築学部 准教授
委員	加藤 隆弘	金沢大学教育学部 准教授
委員	田中 宣	野々市町教育委員会 教育長

(2) 審査の方法

事業者の選定は、下記に示した項目ごとに審査する。

資格審査と事業提案審査における審査項目は、以下のとおりである。

【資格審査】

① 入札参加資格審査

本町が入札参加者等の参加資格に関して示した項目について審査し、本事業を継続的かつ安定的に遂行しうる能力の有無を審査する。かかる能力が認められない者は失格とする。

【事業提案審査】

資格審査を通過した入札参加企業又は入札参加グループであって、事業提案において要求水準書が規定する条件を満たすことが出来ない者は失格とする。

① 事業計画審査

設計業務・建設業務及び維持管理業務を遂行するための事業計画及び事業収支計画の現実性、安定性について審査する。

② 設計業務提案に関する審査

基本計画図（概要書・外部仕上表・内部仕上表・配置図・平面図・立面図・断面図・その他必要図面）と設計業務遂行に関する提案、また要求水準書において示す設計業務の項目と達成水準に対する提案、さらに設計業務の実施体制等に関する入札参加者の提案を審査する。

③ 建設・工事監理業務提案に関する審査

建設業務遂行に関する提案、さらに建設業務の実施体制等に関する入札参加者の提案を審査する。また、建設工事に係わる品質の確保を確実に実施するための工事監理業務遂行に関する手法等の提案、さらに工事監理業務の実施体制等に関する入札参加者の提案を審査する。

④ 維持管理業務提案に関する審査

施設全体を対象とした維持管理業務遂行に関する提案、また要求水準書において示す維持管理業務の項目と達成水準に対する提案、さらに維持管理業務の実施体制等に関する入札参加者の提案を審査する。

⑤ 入札参加者独自の提案に関する審査

目的の合致、事業の妥当性、地域社会・経済への貢献等に関する入札参加者の提案を審査する。

⑥ 提案価格

上記において提案した事項と提案者の入札価格を審査する。

上記①から⑥の項目に関する審査結果を総合的に評価する。

上記の審査に関わる具体的な落札者決定基準については、入札説明書等において示す。

(3) 落札者の決定

本町は、野々市小学校施設整備事業事業者選定委員会における審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1 予想される責任及びリスクの分類と官民での負担

(1) 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本町がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本町と事業者の基本的なリスク分担の考え方は資料 1 に示すリスク分担一覧表のとおりであるが、民間事業者からの意見を踏まえたうえで、入札説明書等において記載する。

(3) 本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

① モニタリングの目的

本町が本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書にて提示される本町の要求サービス水準を達成しているか否かを確認するためにモニタリングを行う。

② モニタリングの時期

事業のモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時及び維持管理時の各段階において実施する。

③ モニタリングの方法

モニタリングの方法については、本町が提示した方法に従って本町が実施する。事業者は本町により要求される資料等を提出することとする。

④ モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本町から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定及び支払時期の基準となり、要求水準書に提示される本町の要求サービス水準を下回る場合には、支払の延期や支払減額、改善勧告、契約解除等の対象となる。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4-1 立地条件

「野々市小学校施設整備事業」

- ① 事業予定地：石川県野々市町本町5丁目1番地の1他（野々市小学校敷地内）
石川県野々市町本町5丁目9番地の1他
(野々市町文化会館フォルテ駐車場敷地)
石川県野々市町本町5丁目295番地（既存野々市小学校プール敷地）
- ② 敷地面積：約15,665㎡（取り入れる野々市町文化会館フォルテ駐車場敷地含む。）
約1,440㎡（既存野々市小学校プール敷地）
- ③ 地域地区等
 - ・ 用途地域：第二種住居地域
 - ・ 防火地域：指定なし
 - ・ 日影規制：5時間（5m）、3時間（10m）、 $h=4m$
 - ・ 地区計画等：指定なし
- ④ 近隣状況：当該敷地は、現在野々市小学校の敷地であり、一部西側隣接の野々市町文化会館フォルテの敷地を取り込んで、新たな敷地として計画する。

また、現在の野々市小学校プール敷地を野々市町文化会館フォルテ駐車場として整備する。

敷地周辺は、東側に本町新庄線「野々市中央とおり」（幅員約20m）が、南側に太平寺本町二丁目線（幅員11m）が、北側に本町五丁目二号線（幅員約10m）があり、三方を道路に囲まれている。

敷地南側には、道路を挟んで北陸学院短大付属扇が丘幼稚園や閑静な住宅街に面している。

敷地北東角部分に、県の公共下水道本管が深さ約2.5mの位置に敷設されている。また、そのさらに北東側には道路用融雪装置制御盤及び本町地下道（出入り口部分）がある。

4-2 施設要件

(1) 基本的考え方

本事業の対象となる「野々市小学校施設整備事業」に関して事業者が提供すべきサービスの項目と達成水準は、入札説明書等公表時に施設及び業務の要求水準書を提示する。

(2) 構成要素

各施設的设计・建设における施設及び内容は、以下のとおりである。

施設及び内容

	諸室内訳			
小学校	校舎棟	教室	普通教室、特別支援教室、オープンスペース、デン（多目的小スペース）、学習室（少人数教室）、多目的教室	
		特別教室	理科教室、理科準備室、第1音楽教室（前室含む）、第2音楽教室、音楽準備室、図画工作教室、家庭科室（調理、被服）、メディアセンター（パソコン室、パソコン室準備室、図書室（多目的スペース）を含む。）	
		管理諸室	校長室・応接室、教職員室（印刷室、給湯室、書庫室含む）、教職員男女更衣室、教職員会議室、保健室、教育相談室（カウンセリング室）、校務員作業室、放送室、児童用男女更衣室、ティーチャーズルーム（教材資料室含：各階）、国際交流展示スペース	
		給食	ワゴンプール（各階）、給食搬入ヤード	
		共用部等	玄関・昇降口、来賓・教員玄関、男女便所・手洗い（多目的便所含）、来賓・教員便所（男女）その他（廊下、階段、EV、倉庫、油庫、機械室等）	
	屋内運動場棟	屋内運動場（アリーナ、ステージ、控室、器具庫等）、男女更衣室、その他共用部（男女便所（多目的便所含）、廊下、物置、雑庫、器具庫、屋外器具庫）		
	屋外プール	プール、低学年用プール、更衣室、シャワー室、男女便所、器具庫		
	その他	屋外運動場、来賓用駐車場、駐輪場等		
	地域開放施設	管理事務室、プレイルーム、会議室 1・2・3、PTA 室、防災倉庫、その他（玄関、便所、倉庫等）		

5. 事業計画等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画、基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本町と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には契約において定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6-1 事業者の債務不履行に起因する場合

事業者が事業契約上の債務を履行しない場合、本町は事業者に対して改善勧告を申し入れる。

また改善勧告を行っても改善が認められない場合は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ることとし、また事業契約を解除できるものとする。

本町が事業契約を解除した場合、事業者は本町に生じた損害を賠償するものとする。万が一事業者が破綻した場合、本町は事業契約を解除し、また直接事業継続のための手段を講じるものとする。

6-2 町の債務不履行に起因する場合

本町の債務不履行により事業継続が困難となった場合には、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。この場合、本町は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

6-3 不可抗力事由に起因する場合

不可抗力事由により事業の継続が困難となった場合には、本町と事業者は事業継続の可否について協議を行う。一定の期間内に協議が整わない時は、それぞれの相手方に事前に書面によりその旨を通知することにより、本町及び事業者は事業契約を解除することができるものとする。

6-4 金融機関との協議

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、事業者に資金供給を行う融資機関（融資団）と本町で協議を行うことがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7-1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

7-2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

7-3 財政上及び金融上の支援

事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本町はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、本町は事業者に対する出資等の支援は行わない。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

8-1 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案を平成 19 年 12 月野々市町定例議会に、また、事業契約に関する議案は、協議が整い次第、速やかに議会に提出するものとする。

8-2 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は日本語とする。

8-3 入札に係る費用

入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

8-4 問合せ先

住所：〒921-8510 石川県野々市町字三納 18 街区 1 番

野々市町教育文化部学校教育課

電話：076-227-6113

FAX：076-227-6258

E-mail：nonoichi_PFI@town.nonoichi.ishikawa.jp

ホームページアドレス：<http://www.town.nonoichi.ishikawa.jp/>

8-5 PFI 事業アドバイザー

株式会社 建設技術研究所

〒103-8430 東京都中央区日本橋浜町 3-21-1

